

消防団山崎第2機動分団等拠点施設整備工事 現場説明書

工 事 番 号 宍公危工第 070005 号
工 事 名 称 消防団山崎第2機動分団等拠点施設整備工事
工 事 場 所 宍粟市山崎町山崎 地内

1. 設計図書等

ア. 設計図書の適用

本工事の設計図書は、現場説明書（本書）、質疑回答書、特記仕様書、設計図面の他、以下の図書（以下、標準仕様書という）の最新版を適用する。

- ①. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」
- ②. 同上監修 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- ③. 同上監修 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」
- ④. 同上監修 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」
- ⑤. 同上監修 「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- ⑥. 同上監修 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」

イ. 設計図書の優先順位

本工事の見積及び施工における設計図書の優先順位は、以下に挙げる順とする。

- ①. 質疑回答書 ②. 現場説明書 ③. 特記仕様書
- ④. 設計図面 ⑤. 標準仕様書

2. 見積方法

ア. 見積方法

設計図書（上記 1-アによる）に記載された内容を熟覧し見積を行うこと。見積内訳書は参考とし、入札参加業者の責において内訳明細項目の作成及び数量の算定を行うこと。

イ. 見積内訳書に対する疑義等

入札後においては、見積内訳書における明細項目不足及び数量不足等に関する疑義は、一切認めない。見積期間中質疑書提出までの間に内訳明細項目及び各数量を確認し、疑義があれば質疑応答時に行うこと。

なお、工事請負契約後に見積内訳書と現場に相違が生じた場合（見積内訳書の明細項目又は数量が現場より少ない場合）は設計変更（本書 14-イ）の対象とならないため、請負契約金額の増加は行わない。

3. 工事期間

ア. 工事期間

工事期間は、入札執行公告書に示す期間とする。

イ. 検査期間等の考慮

工事期間には、各種試験及び検査の期間、各機器の試運転調整及びデータ計測期間、施工者による社内検査とその手直し期間、監理者による検査とその手直し期間、発注者による検査、各種行政検査の期間及び検査済証等の受領までの期間が含まれる。

また、工事完了引き渡し時に必要な書類（竣工図等、特記仕様書による）の作成期間も工事期間に含まれる。

工程計画においては、これらの検査等に必要な期間、及び引渡書類作成期間を十分に考慮した計画にすること。特に化学物質の濃度測定については、測定結果が出るまでに期間を要し、測定結果が基準値を超えた場合の減衰工事と再測定にも相当な期間を要することが想定されるため、十分な期間を見込む必要がある。

4. 監督職員の定義

「監督職員」とは、工事請負契約書に規定する監督職員、監督員又は監督官をいう他、宍粟市が別途契約する工事監理者（管理技術者及び建築・電気設備・機械設備の各担当技術者）を含むものとする。

5. 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。届出手続き等に必要な費用及び届出手続等に必要な検査試験に必要な費用は全て受注者の負担とする。ただし、各種負担金類、及び建築基準法に基づく申請手続費用（昇降機を除く）は別途とし、発注者が負担する。

6. 工事实績情報の登録

一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）の工事情報サービス（C O R I N S）に工事实績情報を登録すること。登録内容については予め監督職員の承諾を得ること。登録手続きは特記仕様書に記載された期間内に行うものとする。工事カルテ受領書の写しを監督職員に提出する。

登録に際し、期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める国民の祝日は含まない。

7. 建設業退職金共済制度への加入

受注者は、建設業退職金共済制度に加入すること。原則として、元請負業者において総工事費に応じた額の共済証紙を購入する。ただし、労働者の共済制度への加入率は、受注者と監督職員とで協議を行い決定する。

購入した共済証紙は、各労働者への受払いを容易にするため、元受注者の営業所で保管せずに、現場事務所にて現場代理人が管理する。本現場専用の共済手帳受払簿を作成し、本現場での受払状況がわかるようにすること。共済証紙購入時に金融機関が発行する領収書（掛金収納書）の内 1 枚は、発注者の求めに応じて提出する。

8. 工事関係図書

ア. 実施工程表の作成

工事請負契約後速やかに実施工程表を作成し、工事着工会議（第 1 回定例会議）時に提出し監督職員の承諾を得る。

工事対象建物の使用開始時期を考慮し、監督員と充分協議の上、備品等の引っ越し期間を適正に確保すること。

イ. 施工計画書

工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出し承諾を得ること。同時に、実施工程表に記した各段階の工事に応じた仮設計画を示した総合仮設計画書を作成し、監督職員に提出し承諾を得る。

工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を作成し、当該工事の施工前に監督職員に提出し承諾を得る。承諾前の施工は一切認めない。

監督職員の承諾後に施工計画書に変更が生じた場合は、当該変更箇所の施工前に、監督職員の承諾を得て施工計画書の更新を行う。変更前の書類及び図面は破棄せずに変更前の記録として識別可能な状態で施工計画書に添付しておく。

ウ. 施工図等

各種施工図等を作成し、当該工事の着手に先立ち監督職員の承諾を得ること。承諾前の施工は一切認めない。承諾後に施工図等に変更が生じた場合は、当該箇所の施工前に監督職員の承諾を得ること。

監督職員による施工図等の承諾の記録（押印）は、全て製本状態にあるものに対して行う。原図状態の施工図や個々の施工図に対する施工図には押印不可のため、工事種別毎又は工事段階毎に製本し押印できる状態をつくること。なお、製本への押印までの間は、定例会議における打合記録文書をもって承諾の記録に代える。

9. 施工管理体制

ア. 現場代理人

現場代理人を専任し監督職員に文書で届出する。現場代理人は他の現場と兼任することはできないものとし、本現場に常時勤務する。現場代理人は、直接的かつ恒常的に受注者と雇用関係がある者でなければならない。

イ. 主任技術者

建築、電気設備、機械設備を各々担当する主任技術者を選任し監督職員に文書で届出する。

主任技術者は各々の担当を兼任することはできない。例えば、電気設備と機械設備の兼任はできない。

建築担当の主任技術者は、本工事で施工する建築工事の施工に必要な知識と経験を有する者とし、直接的かつ恒常的に受注者と雇用関係がある者でなければならない。

電気設備担当の主任技術者は、本工事で施工する電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識と経験を有する者とする。電気設備担当の主任技術者は、建設業法に基づき下請業者が配置する主任技術者と兼任してもよい。

機械設備担当の主任技術者は、本工事で施工する機械設備の施工に必要な資格を有する者又はこれと同等の知識と経験を有する者とする。機械設備担当の主任技術者は、建設業法に基づき下請業者が配置する主任技術者と兼任してもよい。

ウ. 主任技術者

建設業法に基づき、下請業者において請負金額が500万円以上の場合は主任技術者を選任しなければならない。この主任技術者は本現場に常時勤務する必要はないが、下請けする工事を行う期間は本現場に勤務しなければならない。

エ. 施工管理体制

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、施工体制台帳及び施工体制体系図を作成し、監督職員に提出する。

10. 安全管理・環境保全

ア. 現地調査

十分な安全対策、健全な環境保全、適切な施工を計画するため、工事着手に先立ち現地調査を行う。現地調査は、敷地周辺に対しても行うこと。

また、地元住民の通行状況等を把握し、仮設計画、工程計画及び安全計画に役立てること。

イ. 安全計画書

工事着手に先立ち安全計画書を作成し、監督職員に提出、承諾を得る。

安全計画書には、工事期間中の場内の作業員に対する工事上の安全管理、仮囲いなどの仮設計画、敷地内における工事車輛の動線計画、作業日及び作業時間計画、場内外の交通安全計画、万一の事故等の場合の連絡体制と役割分担、その他安全計画に必要な項目を盛り込むこと。

また、騒音、振動、排水による水質汚染対策、解体工事時の粉塵等による空気汚染対策などの環境保全についても安全計画書に盛り込む。

安全計画書は、受注業者において維持管理を行い、下請負業者への文書配布、朝礼や安全会議での教育を定期的に実施するなど、現場常勤職員、全ての下受注者が配置する主任技術者等、及び本工事に従事する全ての作業員に周知させ、事故等の発生を予防すると共に、万一の事故発生の場合も被害が拡大しないような対策を講じること。

安全計画書の作成においては、関係官公署と事前に協議を行うこと。関係官公署より提出を求められた場合は受注者が提出を行う。

また、各工事段階に応じて仮囲いを移動し工事部分と使用部分との区画が変わるなど、安全計画書の内容を変更する場合には、安全計画書を更新し、監督職員に提出し承諾を受ける。このとき、安全計画書を関係官公署に提出している場合は再提出を行う。

ウ. 第三者への損害

近隣住民及びその他第三者への損害を与えないよう確実な安全管理を行う。万一、工事に関係してそれらに損害を与えた場合は、監督職員及び関係者へ報告を行い、受注者の責任において誠意を持って対応する。

現場付近の道路舗装及び道路構造物、近隣家屋、門塀などの近隣工作物、駐車車輛等他の構造物等を傷めないよう、養生を行うなどの十分な配慮を行う。

万一隣接構造物等に損傷を与えた場合は、監督職員及び関係者へ報告を行い、当該構造物の所有者及び管理者と誠意を持って協議を行い、監督職員の指導の元で修理等を行う。修理等に必要の費用及び修理迄の間に代替が必要な場合にかかる費用は全て受注者の負担とする。

場内の路面状態が悪い時期や、廃棄物及び残土の搬出時など、工事車両による周辺道路の汚染が発生する可能性がある場合は、仮設出入口付近に高圧洗浄機などを配置し工事車両を洗浄するなどして、工事関係車両の進出路及び周辺道路の汚染防止に努め、万一汚染した場合は速やかに清掃をおこない原状回復すること。

エ. 危険物の保管等

塗料溶剤などの危険物については、適正な資材搬入計画を行い、極力場内での保管を行わないよう努めること。場内で保管をする場合は、法令を遵守し適正な管理を行うこと。

オ. 場内での禁煙

工事現場は、原則として全面禁煙とする。

カ. 作業員の休憩場所の確保

屋外空間及び既設建物等の軒先等で、作業員が昼食などの休憩を行うことを禁止する。場内（仮囲いの内側）において適切な休憩場所を確保するなど、優良な場内環境整備を行うこと。

キ. 駐車場の確保等

工事用車両については、監督職員の指定する場所に駐車することを可とするが、不足分については、受注者の負担で場外において適正な台数の工事用駐車場を確保すること。路上駐車及び近隣私有地への無断駐車など、近隣住民等の迷惑になる行為は禁止する。

ク. 作業日及び作業時間

原則として土曜日及び休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日）には工事を行わない。ただし、工事の都合によりやむを得ず土曜日及び休日に作業を行う場合については、事前に監督職員の承諾を受けること。

万一の事故発生時などにおいて再発の可能性がある場合は、全ての作業を中断し、安全を確認するまで作業再開を自粛すること。

ケ. 足場における手すり先行工法の採用

作業員の墜落災害を防止するため、足場には手すり先行工法を採用する。詳細は、厚生労働省労働基準局・都道府県労働局・労働基準監督署が作成した「手すり先行工法に関するガイドライン」による。

コ. 工事施工に起因する廃水等の処理

工事範囲周辺の河川及び周辺水路には泥水等を直接放流はせず、現況に影響を及ぼさないよう留意すること。

1 1. 品質管理

ア. 環境負荷を低減できる材料選定

国等による環境物品の調達の促進に関する法律（以下、グリーン購入法という）により、環境負荷を低減できる材料を積極的に選定するように努めること。

製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（林野庁）」に準拠した証明書を、監督職員に提出する。

イ. 安全な材料の選定

本現場で使用する屋内での使用材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に十分に配慮する。

内部仕上表に示すホルムアルデヒドに関するF☆☆☆☆の指定を遵守し、施工計画書等に添付する形でF☆☆☆☆を証明する資料を監督職員に提出すること。

内部仕上表においてF☆☆☆☆指定した材料については、ホルムアルデヒドだけでなく、他の5種類の揮発性有機化合物についても含有していないことを証明する（やむを得ない場合は含有量が健康に影響が出ないことを証明する）資料を提出すること。

また、本工事において使用する材料は、アスベスト（石綿）を含有しないものとする。

ウ. 新品材料の使用

使用する材料は、リース品、一部の仮設材料、移設品、及び樹木を除き、全て新品とする。

エ. 使用材料の品質及び性能の証明

使用する材料が、設計図書で定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督職員に提出する。ただし、設計図書においてJ I S又はJ A Sによると指定された材料で、J I S又はJ A Sの表示マークのあるものを使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略できる。

設計図書においてJ I S、J A S、その他公的機関により証明されている材料が指定されている場合等で、指定以外の材料を使用する場合は、あらかじめ監督職員が指示する検査試験を実施し指定材料と同等の品質性能を確保していることを証明し、監督職員の承諾を得ること。

上記における証明資料は、材料メーカーが作成したものでなく、第三者が証明した資料が望ましい。

オ. 調合を要する材料

使用する材料が調合を要する材料である場合、調合に先立ち調合表を監督職員に提出する。

カ. 材料の色・柄等

材料の色・柄等については、監督職員の指示を受ける。外部及び内部仕上表に定められた材料については、見本を提示又は提出し、監督職員の承諾を得ること。

キ. 材料の搬入及び検査

原則として材料の搬入毎に監督職員に報告する。報告は週毎に整理し、定例会議の場において文書提出により行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

現場に搬入した材料の検査は受注者が行う。ただし、あらかじめ監督職員が指定した材料については、監督職員が行う。

ク. 同等品の判断

使用する材料・機器等が設計図書に記載された材料・機器等と同等品であるかどうかの判断は、監督職員が行う。

受注者は、同等品であることを証明する資料を提出しなければならない。同等品であることの証明資料として、監督職員が新たな検査成績表の提示を求める場合及び新たな検査の実施を指示する場合は、受注者の負担によりこれを行う。

ケ. 材料の保管

搬入された材料は、工事に使用するまで、変質等がないよう受注者の責において保管する。

備品類、移設を要する既設記念品、移設樹木など、一時保管が必要な材料についても、受注者の責において維持保管する。

コ. 施工における品質管理

施工は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた施工計画書及び実施工程表並びに施工図等に従って行う。

工程の施工を完了したとき、又は工程の途中において監督職員より指示された工程に達した場合は、その工程が設計図書に適合することを確認し、定例会議の場において文書にて監督職員に報告する。

設計図書に定められた工程に達した場合、又は監督職員が事前に指示する工程に達した場合、若しくは工程の施工が完了した場合には、必要な試験がある場合は試験結果を確認できる状態において、監督職員の検査を受ける。

監督職員より見本施工の実施を指示された場合、仕上がりの程度が確認できる見本施工を行い、監督職員の承諾を受ける。見本施工の承諾が得られない場合は、改めて別の施工方法により見本施工をやり直すものとする。やり直しに係る費用の追加は認めない。

設計図書に定められた場合、又は監督職員が事前に指示があった場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。この際、適切な時期に立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督職員の指示を受ける。

監督職員の立会いに必要な資機材及び労務等は受注者が提供する。

サ. 別工法の提案

設計図書に定められた工法以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法並びに環境の保全に有効な工法の提案がある場合は、監督職員に提案する。工法の採否については、監督職員が判断し、承諾を受けた工法についてのみ施工することができる。

シ. 不適合な施工の禁止

設計図書に記載された内容であっても、法令及び一般基準等に反するなど、受注者が適当でないと判断するものについては施工を禁止する。適合する内容を監督職員に提案し、監督職員の承諾を得た上で適合した内容で施工を行う。

ス. 宍粟産木材の積極的利用

設計図書において、宍粟産木材の指定があるものについては、必ず宍粟産の木材を使用すること。また、設計図書で産地指定のない木工事材料についても、指定された仕様の中で可能な限り宍粟産木材を使用するよう努めること。

宍粟産木材については、木材組合の産地証明などによる証明書、及び証明書に記載された数量と使用部位毎の使用量とが整合するように整理した書類を監督職員に提出する。

工事表示板等の基板に使用する材料には、原則として宍粟産間伐材を使用すること。

12. 近隣への配慮

ア. 工事説明

騒音や埃等近隣住民への影響が想定される場合は、事前に通知又は工事の説明を行うこと。その場合に必要となる説明資料等は、全て受注者が用意し、受注者が説明を行う。

作業日及び作業時間において、本書に定める内容（本書 10-ケ）に反する要望が出た場合は、監督職員と協議の上、常識の範囲内において可能な限り近隣の要望に従うこと。

イ. 近隣対応窓口（近隣からの連絡先）

工事期間中における近隣からの要望、苦情等の窓口は受注者とし、近隣からの連絡先は現場事務所とする。

ウ. 近隣への対応

第三者から工事に関係する要望又は苦情等の申し出があった場合は、速やかに適切な処理を行う。申し出の記録は、定例会議の議題として挙げる等、監督職員に文書にて報告すること。

1 3. 建設廃棄物処理関係

ア. 建設リサイクル法の適用

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（略称：建設リサイクル法・以下、法という）の対象建設工事に該当する場合、落札者は、工事請負契約前に法の内容及び趣旨を理解し契約時に必要な説明及び書類作成を行うこと。

イ. 分別解体等実施義務

本工事においては、法第 9 条の規定により、正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。

ウ. 分別解体等に係る施工方法基準

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（以下、施行規則という）第 2 条の規定により、一定の基準に従って分別解体等を行わなければならない。

- ①. 受注者は、対象となる建築物の周辺状況、作業場所、搬出経路、残存物品・付着物等の有無、その他分別解体の適正な実施を確保するのに支障になるもの（有害物質等）の有無を調査する。調査に必要な費用は全て受注者の負担とする。
- ②. 受注者は、①の調査に基づいて分別解体等の計画（法第 10 条第 1 項による届出書）を作成する。
- ③. 受注者は、②で作成した計画を確認し、分別解体の適正な実施を確保するために、工事着手前に必要な措置（付着物・有害物質等の除去、諸官庁への届出、作業スペースの確保等）を講じる。

エ. 届出書等の作成協力等

発注者は、工事に着手する 7 日前までに法第 10 条第 1 項の規定による届出書を兵庫県知事に提出しなければならない。又、発注者が地方公共団体であるため、法第 11 条の規定による通知書についても兵庫県知事に提出しなければならない。

受注者は、定められた期限内に提出ができるよう、当該書類を作成する協力を行う。

オ. 対象建設工事の届出に係る事項の説明

法第 12 条の規定により、工事請負契約前に監督職員を経由して発注者に次の事項について説明しなければならない。

- ①. 解体工事において解体する建築物等の構造
- ②. 新築工事において使用する特定建設資材（コンクリート・コンクリート及び鉄から成る建設資材・木材・アスファルトコンクリート）の種類
- ③. 工事着手の時期及び工程の概要
- ④. 分別解体等の計画
- ⑤. 解体する建築物に用いられた建設資材の量の見込み

また、当該工事を請け負う下請負人に法第 10 条第 1 項の届出、法第 11 条による通知の事項を伝えなければならない。

カ. 対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項

法第 13 条の規定により、工事請負契約書の中に建設業法で定められた事項の他、次の事項を記載しなければならない。

- ①. 分別解体の方法
- ②. 解体工事に要する費用
- ③. 再資源化をするための施設の名称及び所在地
- ④. 再資源化に要する費用

キ. 再資源化等実施義務

法第 16 条の規定により、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。（木材については特例あり）。再資源化に必要な費用は全て受注者の負担とする。

ク. 発注者への報告等

法第 18 条の規定により、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了した時には、次の事項を監督職員を経由して発注者に報告しなければならない。

- ①. 再資源化が完了した年月日
- ②. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③. 再資源化等に要した費用

ケ. 再生資源利用計画（実施）書・再生資源利用促進計画（実施）書

兵庫県建設リサイクルガイドラインに基づき、工事着手前に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時には再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

書類作成は、国土交通省ホームページより「建設リサイクル報告様式」をダウンロードして行い、出力した書面と電子データの両方を提出すること。

コ. 建設副産物施工計画書・報告書

建設副産物適正処理推進要綱（以下、要綱という）第 9 の八の規程により、受注者は工事着手前に建設副産物施工計画書を作成し監督職員に提出すること。また、工事完了時には建設副産物施工報告書を作成し、監督職員に提出すること。

建設副産物施工計画書の記載内容は次のとおりとする。

- ①. 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の添付
- ②. 分別解体等の計画
 - ・ 法 11 条の規定による通知書の添付
 - ・ 法 12 条の規定による説明書の添付
 - ・ 事前調査内容及び事前措置を記載
- ③. 建設廃棄物の適正処理
 - ・ 建設廃棄物の現場における分別及び保管について記載
 - ・ 建設廃棄物の処理又は運搬を下請負業者に委託する場合は再下受注者への委託を含む全ての委託契約書の写し及び下受注者の許可証の写しを添付
- ④. 産業廃棄物の運搬
 - ・ 運搬経路・運搬車輛・積載量等について記載
 - ・ 運搬車輛の許可証の写しを添付
 - ・ 「産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面備え付け義務づけについて」の内容の実施について記載

- ⑤. 建設廃棄物毎の留意事項
 - ・ 特別管理産業廃棄物の管理及び処理について
 - ・ 特殊な廃棄物の管理及び処理について
- ⑥. 管理・施工体制等
 - ・ 建設副産物対策を適切に実施するための管理・施工体制について記載
 - ・ 分別解体された廃棄物の最終処分までの保管・運搬・処分を示すフロー図の添付

建設副産物完了報告書の記載内容は次のとおりとする。

- ①. 法 18 条の規程による再資源化報告書の添付
- ②. 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の添付
- ③. その他建設廃棄物施工計画書の内容の実施状況について
 - ・ マニフェストシステム等により廃棄物の流れを確認し、処理完了状況を記載

サ. 産業廃棄物管理票

排出事業者（元受注者）は、全ての廃棄物に対し、産業廃棄物の種類・行き先毎に、産業廃棄物管理票（以下、マニフェストという）を交付しなければならない。残土処分についてもマニフェストを交付すること。原則として、電子マニフェストを採用する。

受注者は、マニフェストD票・E票を、産業廃棄物の搬出日時・種類・行き先毎に分類整理保管し、その写し写真を分類整理し、工事完了時に監督職員に提出する。

また、過積載の有無確認のため、現場から搬出される全ての運搬車輛の荷積み状態の写真を撮影し、分類整理されたマニフェストに添付する。運搬車輛の写真は、全て表示番号が読み取れるものであること。

シ. 建設資材廃棄物の引渡完了報告書

産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例に基づき、元受注者は、建設資材廃棄物（解体工事により発生した廃棄物）の処分業者への引き渡し完了したとき（運搬が終了した日）から 15 日以内に、西播磨県民局環境課及び発注者に建設資材廃棄物の引渡完了報告書を提出しなければならない。報告書には以下の事項を記載（又は添付）する。

- | | |
|------------------|----------------|
| ①. 工事の名称 | ②. 工事の場所 |
| ③. 建築物の構造 | ④. 建築物の解体面積 |
| ⑤. 請負代金 | ⑥. 引渡完了年月日 |
| ⑦. 引渡先事業場の名称、所在地 | ⑧. 廃棄物の種類 |
| ⑨. 処理に要する費用 | ⑩. マニフェストの写し添付 |

ス. 有害物質の取扱い

受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則第 2 条の規定による調査時に、解体撤去する建物及び付属物に対し、石綿含有の可能性のある材料別及び建設時期別に石綿含有の有無の調査（検査）を実施する。これらの調査及び検査に係る費用は全て受注者の負担とする。

特別管理産業廃棄物の取扱いについては、以下に挙げる法令規則等その他の関係法令等を遵守し、関係する必要な諸官庁への届出手続、現場での適切な掲示、石綿作業主任技術者の配置、及び適切な作業環境の整備等を行い、作業員の安全と健康の確保、大気汚染防止、廃棄物の適正な処分を確実にすること。

- ①. 作業員の安全と健康の確保に関連する法令規則等
 - ・ 労働安全衛生法
 - ・ 石綿障害予防規則
- ②. 生活環境の保全・国民の健康の確保に関する法令規則等
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ 環境の保全と創造に関する条例
- ③. 廃棄物の適正処理に関する法令規則等

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 産業廃棄物の不適切な処理に関する条例

解体撤去工事に伴い、ポリ塩化ビフェニル（以下、PCBという）が使用された電気機器類（高圧トランス・高圧コンデンサ・安定器）が発見された場合は、特別管理産業廃棄物として取り扱い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、適正に処理を行うこと。万一、同法に基づきPCB廃棄物が発見された場合についても、同様に処理を行う。

設計図書に記載されているもの以外の特別管理産業廃棄物（アスベスト建材類・PCB使用器機類）の処理に要する費用については、監督職員の指示により、設計変更（本書、14-イによる）として請負金額の増減対象とする。

14. 設計変更等

ア. 軽微な変更

工事請負契約後に、納まり・取り合いのために必要に応じて生じた変更又は多少の数量の増加などの軽微な変更については、監督職員の指示により行う。この場合、設計変更の対象にはならないため、請負金額の増減は行わない。

イ. 設計変更

設計変更を行う権限は監督職員が有する。定例会議等において監督職員より設計変更の指示が出て、変更に伴う金額の増額が生じる場合は、当該工事の発注前に監督職員に見積書を提出し承諾を得ること。見積書承諾前の発注は原則として禁止する。

設計変更に伴い増減が生じる場合は、受注者が作成した内訳明細書ではなく、建築主が作成した設計書における内訳明細の数量及び単価を元に、落札率・共通仮設費率・現場管理費率・一般管理費率を考慮した金額での精算となる。精算金額の確定は監督職員が行うが、変更数量の算出など金額算定に必要なデータの提供は、受注者が協力して行う。

15. 工事表示板等

ア. 基本事項

本現場に掲示する工事表示板は、大きさ、書体、仕上げ及び設置場所について予め監督職員の承諾を受けなければならない。

標識類は、大きさ・素材・色彩・書体及び文字サイズ等を統一し、1枚のパネルにまとめるなど整理を行い、美観上優れた掲示になるよう努めること。

工事表示板の基板材は、原則として穴葉産間伐材を使用する。ただし、シート看板や黒板類及び一部の指定品など、木材では表示できないものについてはこの限りではない。

工事表示板の取付方法については、風による飛散が生じないように頑丈に固定すること。また、工事表示板による第三者への障害が発生しないよう、突出を最小限に止め、端部を面取りするなど、安全な状態を維持すること。

工事表示板等の設置に必要な費用は全て受注者の負担とする。

イ. 各種法令に基づく標識等の掲示

工事に先立ち、現場仮囲い面など外部から見やすい位置に、以下に挙げる各種法令に基づく標識等を掲示する。

- ①. 建設業法第40条による「建設業の許可票」
- ②. 建築基準法第89条第1項による「建築基準法による確認済」標識
- ③. 建設業法第27条の7第1項による「施工体制台帳」
- ④. 石綿障害予防規則による「建築物の解体等の作業に関するお知らせ」

- ⑤. 環境の保全と創造に関する条例による「建築物の解体・改修工事のお知らせ」
- ⑥. 大気汚染防止法施行規則第 16 条の 4 による「特定粉じん排出等作業のお知らせ」
- ⑦. 建退共事業本部「この工事の元請事業主は建退共に加入しています」標識
- ⑧. その他、工事関係法令によるもの

ウ. 工事名称看板

工事用看板として、工事名称、発注者、設計監理者、工事施工者名を示す看板を作成し、仮囲いに設置する。

エ. 設計監理者看板

設計監理者名を示す看板（指定看板）を仮囲いに設置する。

オ. 工事説明板・案内標識等

近隣住民に対して、工事状況・週間工程等を説明（お知らせ）する工事説明板を作成し、外部から見やすい位置に掲示する。

その他、以下の参考例に挙げる標識及び看板類について、適切な表示板を適切な位置に配置する。工事説明板及び案内標識の設置場所及び記載内容については、受注者が必要に応じて関係者と協議を行い案を作成し、地元自治会、監督職員の承諾を得ること。

- ①. 各工事段階における敷地内通行止めに関する案内標識
- ②. 通行人に対する安全喚起看板
- ③. 工事関係者に対して現場事務所の位置を示す誘導標識
- ④. 工事関係者に対する注意事項表示板